

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案(仮称)について(概要)

令和 6 年 5 月
厚生労働省保険局国民健康保険課

1 改正の趣旨

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号。以下「改正法」という。)の一部の施行に伴い、厚生労働省関係省令の規定を整備する。

2 改正の概要

(1) 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)の一部改正

- ア 改正法第5条による改正後の健康保険法(大正11年法律第70号)において、被保険者又は被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、保険者に対し、当該状況にある被保険者又は被扶養者に係る情報を記載した書面(以下「資格確認書」という。)の交付を求めることができることとされたことに伴い資格確認書の申請方法及び記載事項を定めるとともに、被保険者証に係る規定を削除する、被保険者の資格に係る情報の通知に係る規定を新設する等、所要の規定の整備を行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正

- ア (1)アに準ずる規定の整備を行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)の一部改正

- ア (1)アに準ずる規定の整備を行うとともに、改正法第10条による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)において、保険料を滞納している世帯主が住所を有する市町村又は組合は、保険料納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組を行ってもなお納付しない場合に特別療養費を支給することとされたことに伴い、当該保険料の納付に資する取組を定める等、所要の規定の整備を行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)の一部改正

- ア (3)アに準ずる規定の整備を行う。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

(5) 経過措置

- ア (1)及び(2)の施行の際現に交付されている被保険者証については、この省令の施行日から起算して1年間は、なお従前の例によることとする。

イ (1) 及び (2) の施行のために必要な行為は、施行日前においても行うことができることとする。

ウ その他所要の経過措置を設ける。

(6) その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

- 改正法第 1 条による改正後の健康保険法第 51 条の 3 第 1 項及び第 207 条
- 改正法第 2 条による改正後の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 28 条の 2 第 1 項及び第 155 条
- 改正法第 10 条による改正後の国民健康保険法第 9 条第 2 項から第 4 項まで及び第 7 項、第 54 条の 3 第 1 項、第 3 項及び第 5 項並びに第 120 条
- 改正法第 12 条による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 54 条第 3 項から第 5 項まで及び第 7 項、第 82 条第 1 項、第 3 項及び第 5 項並びに第 166 条

等

4 施行日等

- 公布日：令和 6 年 7 月上中旬（予定）
- 施行期日：令和 6 年 12 月 2 日